

石綿取り扱い作業での呼吸用保護具

(以下、「石綿障害予防規則」及び「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」などから要約)

①隔離、②集じん・排気装置の設置、③前室、洗身室及び更衣室の設置、④前室の負圧の保持、⑤集じん・排気装置の排気口からの漏えいの点検、⑥前室の負圧の点検、⑦⑤⑥の異常時の措置 等が必要な作業

- ・解体等建築物等に吹き付けられた石綿等(石綿含有仕上げ塗材を除く)の除去、封じ込め、囲い込み(石綿等の切断等を伴うもの)の作業
- ・解体等建築物等に張り付けられた石綿含有保温材等の除去・封じ込め・囲い込みの作業(いずれも切断等を伴うものに限る)

ばく露するおそれのある建築物等への臨時の立入り

呼吸用保護具及び作業衣または保護衣を使用します。

「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」などを使用する作業

隔離空間内部では、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の呼吸用保護具を使用します。なお、負圧不要の隔離空間内部においても防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具などを使用することが望ましいです。

「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」の要件

大風量形、漏れ率S級(0.1%以下)、フィルターの捕集効率PS3又はPL3(99.97%以上)の面体形及びフードに限りです。

石綿作業主任者の選任と職務

事業者は、必要な技能講習を修了した者のうちから石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければなりません。

- ・作業に従事する労働者の石綿の汚染、吸入を防ぐための作業方法の決定と、労働者の指揮。
- ・労働者が健康障害を受けることを防止するための装置(換気扇の設備)の定期的な点検。(1ヶ月を超えない)
- ・保護具の使用状況の監視。

特別教育の実施

以下の科目を規定の時間以上で行う必要があります。

- ・石綿の有害性(30分)
- ・石綿の使用状況(1時間)
- ・石綿の粉じんの発散を抑制するための措置(1時間)
- ・保護具の使用状況(1時間)
- ・その他石綿等の粉じんばく露防止に関する必要な事項(1時間)

「保護具の使用状況」の科目

令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用について」等に留意して以下について行います。

- ・「防じんマスクの顔面への密着性の確認」等による適正な使用方法
- ・「保守管理」の方法、その他の事項について

呼吸用保護具

石綿を取り扱う作業場などでは、石綿の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するために必要な呼吸用保護具を備えなければなりません。

呼吸用保護具とは、送気マスク等給気式呼吸用保護具(簡易救命器及び酸素発生式自己救命器を除く)、防じんマスク(国家検定合格品)、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の面体形およびフード(国家検定合格品)をいいます。

保護具の数等

呼吸用保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければなりません。

なお、有効とは各部の損傷、脱落、弛み、変形等、保護具の性能に支障を来している状態ではないことをいいます。

保護具等の管理

保護具が使用された場合には、他の衣類などから隔離して保管しなければなりません。

保護具等については、付着したものを除去した後でなければ作業場外へ持ち出してはなりません。ただし、廃棄のため容器等に梱包したときはこの限りではありません。

なお、付着したものの除去方法は、衣類ブラシや真空掃除機の使用や、作業場内で洗濯する方法等、汚染の程度に応じて適切な方法を用います。汚れのひどいものは廃棄物として処分します。

■呼吸用保護具の選定

作業	石綿等の除去等の作業 (吹き付けられた石綿等の除去、石綿含有保温材等の除去、 石綿等の封じ込めもしくは囲い込み、石綿含有成形板等の除去、石綿含有仕上げ塗材の除去)			左記の作業場で石綿等の除去等 以外の作業を行う場合
	作業場所	隔離空間外部 (または隔離措置を必要としない石綿等の除去等を行う作業場)	石綿等の切断等を伴わない囲い込み ／石綿含有成形板等の切断等を 伴わずに除去する作業	
呼吸用保護具	隔離空間(負圧・負圧不要)内部	防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク ※電動工具により石綿等を切断等する場合は、指定防護係数300以上に限る。	防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスクまたは取替え式防じんマスク(RS3またはRL3) ※電動工具により石綿等を切断等する場合は、区分①かつ指定防護係数300以上に限る。	取替え式防じんマスク (RS2またはRL2)
	(区分①)	(区分①～③)	(区分①～④)	取替え式防じんマスク または使い捨て防じんマスク (区分①～④等)

石綿除去作業用保護具(マスク)の区分

区分①	区分②	区分③	区分④
面体形及びフード形の 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具等※1 ※1 プレッシュデマンド形(複合形)エアラインマスク、送気マスク (一定流量形エアラインマスク、送風機形ホースマスク等)、自給式 呼吸器(空気呼吸器、圧縮酸素形循環式呼吸器) 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具は大流量形、 漏れ率S級(0.1%以下)、フィルターの粒子捕集効率PS3又は PL3(99.97%以上)の面体形及びフードを使用する ※電動工具を用いる場合は、指定防護係数300以上のものに限る。	全面形取替え式 防じんマスク (粒子捕集効率99.9%以上) RS3 または RL3	半面形取替え式 防じんマスク (粒子捕集効率99.9%以上) RS3 または RL3	取替え式 防じんマスク (粒子捕集効率95.0%以上) RS2 または RL2

使用区分	除去対象製品	除去等工法	呼吸用保護具の種類 区分①②③④
レベル1	吹き付け材 ・吹き付け石綿 ・石綿含有吹き付けロックウール ・石綿含有吹き付けパーミキュライト ・石綿含有吹き付けパーライト	掻き落とし、破碎 切断、穿孔、研磨 封じ込め 囲い込み(破碎、切断、穿孔、研磨を伴うもの)	①※
		グローブバッグ 囲い込み(破碎、切断、穿孔、研磨を伴わないもの)	① ② ③
		その他特殊工法	粉じんの飛散等の実情に応じて個別に判断する
レベル2	耐火被覆材 ・石綿耐火被覆板 ・石綿含有けい酸カルシウム板2種 ・石綿含有耐火被覆塗り材	切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	①※
		グローブバッグ	① ② ③
		封じ込め 囲い込み(破碎、切断、穿孔、研磨を伴うもの)	①※
		囲い込み(破碎、切断、穿孔、研磨を伴わないもの)	① ② ③ ④
	断熱材 ・屋根用折版石綿断熱材	切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業 封じ込め 囲い込み(破碎、切断、穿孔、研磨を伴うもの)	①※
		囲い込み(破碎、切断、穿孔、研磨を伴わないもの)	① ② ③ ④
		特殊工法	粉じんの飛散等の実情に応じて個別に判断する
	・煙突石綿断熱材	切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	①※
		特殊工法	粉じんの飛散等の実情に応じて個別に判断する
	保温材 ・石綿保温材 ・けいそう土保温材 ・パーライト保温材 ・水練り保温材 ・けい酸カルシウム保温材	切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	①※
		グローブバッグ 切断等を伴わない場合:原形のままの取り外し 非石綿部での切断	① ② ③
レベル3	成形板 ・けい酸カルシウム板第1種	切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業	①※
		原形のままの取り外し	① ② ③ ④
	・石綿含有スレート ・石綿含有サイディング ・石綿含有岩綿吸音板 ・石綿含有ビニル床タイル	切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業 (電動工具を用いない場合)	① ② ③
		切断、穿孔、研磨等を伴う除去作業 (電動工具を用いる場合)	①※
		原形のままの取り外し	① ② ③ ④
	仕上塗材 ・石綿含有塗材	電動工具での除去	①※
		電動工具を用いない除去	① ② ③ ④
その他		石綿取り扱い準備作業及び後始末作業 ・準備作業、隔離養生 ・足場の組立・解体等 ・清掃、片付け	① ② ③
	上記の作業場で石綿等の除去等以外の作業		① ② ③ ④

※電動工具を用いる場合は、指定防護係数300以上の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に限る。